

令和5年度
福崎町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

福 崎 町 監 査 委 員

福監第16390号
令和6年8月28日

福崎町長 尾崎吉晴様

福崎町監査委員 鳥岡照義

福崎町監査委員 石川 治

令和5年度福崎町各会計決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和5年度 健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年8月13日

第3 審査の着眼点

審査の対象になった健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計、特別会計及び各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、その他の関係書類を照合し、書類等が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査しました。

第4 審査の実施内容

提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。

第5 審査の結果

福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった健全化判断比率は法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に従い正確に作成されているものと認めました。

1 実質赤字比率

実質赤字が発生しなかったため算出されませんでした。

2 連結実質赤字比率

実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

3 実質公債費比率

12.3%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

4 将来負担比率

67.4%で、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

第6 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字が発生していないため算出されていません。実質公債費比率は令和4年度から1.1ポイント上がって12.3%となりました。将来負担比率は67.4%となり、令和4年度と比べて4.5ポイント増加しています。

いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、令和5年度における本町の各指標は良好であり、財政状況は健全であるといえます。

しかしながら、健全化判断比率が年々高くなっており、年々状況が厳しくなっています。また、次期ごみ処理施設建設事業における負担金の増、可燃ごみを「くれさかクリーンセンター」で中継・移送し、焼却処理を姫路市市川美化センターに委託したことにかかる負担金の増、中播消防署の施設建替えに関する費用負担の増、町各施設の老朽化対応での将来的な費用増、福崎駅周辺整備事業に係る元利償還金の返済による公債費の高止まりが予想されます。

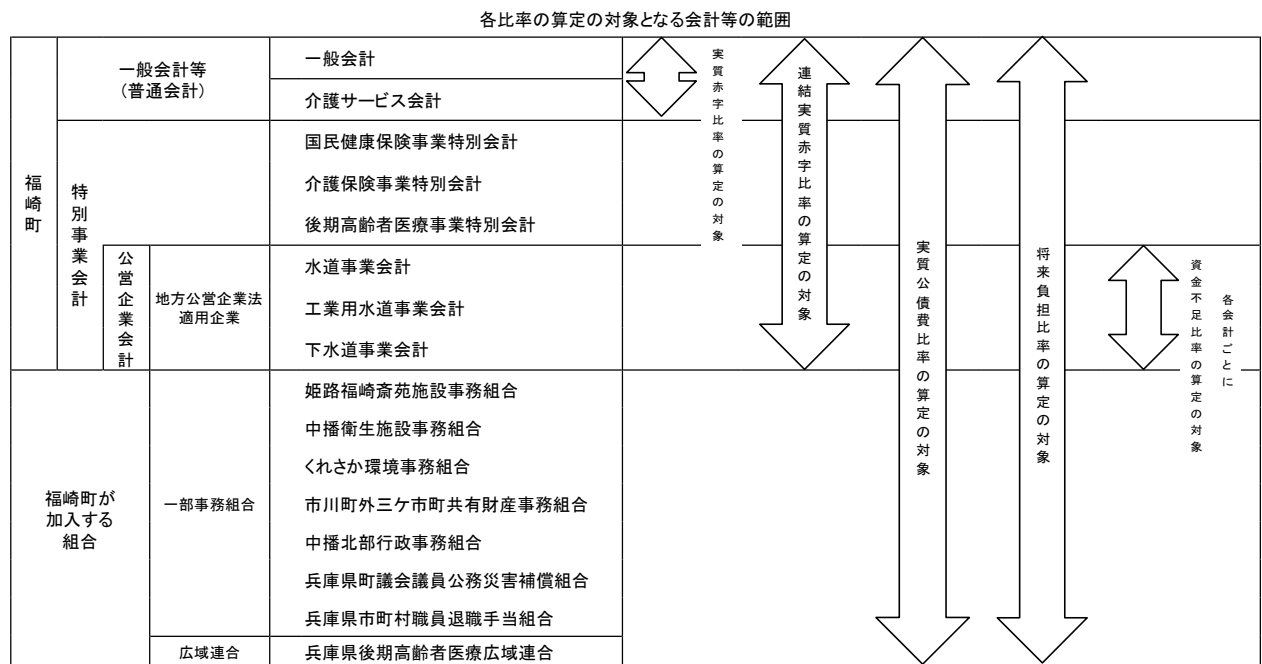
このような状況を踏まえ、財政の推移を想定しつつ、各事業の実施にあたっては堅実かつ適切に進められるとともに、今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

第7 健全化判断比率の状況

各比率の推移は、次のとおりです。

健全化判断比率	(単位: %)						
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	14.59	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	19.59	30.00
実質公債費比率	10.3	9.8	9.8	11.2	12.3	25.0	35.0
将来負担比率	117.9	90.9	60.3	62.9	67.4	350.0	—

各比率の算定の対象となる会計等の範囲は、次のとおりです。



令和元年度以降の実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

実質赤字比率

(単位:千円、%)

区分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実質赤字額 [= a 1 + a 2 + a 3]	A	△ 150, 578	△ 246, 199	△ 252, 062	△ 166, 905	△ 105, 278
繰上充用額	a1	△ 211, 393	△ 272, 326	△ 299, 920	△ 179, 884	△ 131, 265
支払繰延額	a2					
事業繰越額	a3	60, 815	26, 127	47, 858	12, 979	25, 987
標準財政規模	B	5, 275, 133	5, 451, 381	5, 786, 538	5, 629, 816	5, 709, 938
$A / B \times 100$		△ 2.85	△ 4.51	△ 4.35	△ 2.96	△ 1.84
実 質 赤 字 比 率		—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準		14.83	14.72	14.55	14.63	14.59
財 政 再 生 基 準		20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

令和元年度以降の連結実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

区 分	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
連結実質赤字額 A [= a 1 + a 2 - a 3 - a 4]	△ 1,246,514	△ 1,367,988	△ 1,409,598	△ 1,393,637	△ 1,352,045
実質赤字合計額 a1					
資金不足額合計額 a2					
実質黒字額合計額 a3	202,562	325,425	303,022	233,961	173,507
資金余剰額合計額 a4	1,043,952	1,042,563	1,106,576	1,159,676	1,178,538
標準財政規模 B	5,275,133	5,451,381	5,786,538	5,629,816	5,709,938
A / B × 100	△ 23.63	△ 25.09	△ 24.35	△ 24.75	△ 23.67
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準	19.83	19.72	19.55	19.63	19.59
財 政 再 生 基 準	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00

令和元年度以降の実質公債費比率の推移は、次のとおりです。

実質公債費比率

(単位:千円、%)

区分	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地方債の元利償還金 A [= a 1 - a 2 - a 3]	935,964	967,786	1,048,573	1,116,182	1,079,049
一般会計等に係る公債費 a1	935,964	967,786	1,048,573	1,116,182	1,079,049
繰上償還額及び借換債を 財源として償還した額 a2	0	0	0	0	0
満期一括償還地方債の 元金の償還額 a3	—	—	—	—	—
地方債償還に充当される特定 財源 B	12,247	7,577	9,210	11,332	6,763
公債費充当一般財源等額 A-B	923,717	960,209	1,039,363	1,104,850	1,072,286
地方債の準元利償還金 C	389,083	351,901	328,009	391,601	360,466
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額*算入額 D	891,179	878,452	849,530	830,277	806,104
単年度実質公債費比率算定式 の分子 A+C-B-D	421,621	433,658	517,842	666,174	626,648
標準財政規模 E	5,275,133	5,451,381	5,786,538	5,629,816	5,709,938
単年度実質公債費比率算定式 の分母 E-D	4,383,954	4,572,929	4,937,008	4,799,539	4,903,834
単年度実質公債費比率 (A+C-B-D) / (E-D)	9.61737	9.48316	10.48898	13.87996	12.77874
実 質 公 債 費 比 率 (直 近 3 箇 年 平 均 値)	10.3	9.8	9.8	11.2	12.3
早 期 健 全 化 基 準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財 政 再 生 基 準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

令和元年度以降の将来負担比率の推移は、次のとおりです。

将来負担比率

(単位: 千円, %)

区 分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
将来負担額 [= a 1+a 2+a 3+a 4+a 5+a 6+a 7+a 8]	A	18,634,630	17,527,770	16,731,767	16,145,755	15,707,877
当年度末一般会計等地方債 現在高	a1	11,736,220	11,512,506	11,349,457	10,776,985	10,302,338
債務負担行為に基づく 支出予定額	a2	0	0	0	0	0
公営企業債等繰入見込額	a3	5,871,332	5,039,015	4,456,487	4,453,619	4,470,775
組合等の地方債の元金償還に 充てる本町の負担等見込額	a4	30,372	10,786	0	0	33,443
退職手当負担見込額	a5	996,706	965,463	925,823	915,151	901,321
設立法人の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額	a6	—	—	—	—	—
連結実質赤字額	a7	—	—	—	—	—
組合等の連結実質赤字額のうち 一般会計等の負担見込額	a8	—	—	—	—	—
充当可能基金額	B	2,093,149	2,116,305	2,643,801	2,536,507	2,255,899
充当可能特定収入	C	104,033	105,839	102,696	86,316	70,045
地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額	D	11,266,613	11,147,899	11,004,673	10,501,937	10,072,853
実質的な将来負担額 A-B-C-D		5,170,835	4,157,727	2,980,597	3,020,995	3,309,080
町民一人当たりの実質的な将来負担額 (単位: 円)		278,271	224,730	161,620	165,055	182,268
標準財政規模	E	5,275,133	5,451,381	5,786,538	5,629,816	5,709,938
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	F	891,179	878,452	849,530	830,277	806,104
将来負担比率算定式の分母 E-F		4,383,954	4,572,929	4,937,008	4,799,539	4,903,834
将来負担比率 (A-B-C-D)/(E-F)		117.9%	90.9%	60.3%	62.9%	67.4%
早期健全化基準		350.0%	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%

令和５年度 資金不足比率審査意見

第１ 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和６年８月１３日

第３ 審査の着眼点

審査の対象になった資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、その他の関係書類を照合し、書類等が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査しました。

第４ 審査の実施内容

提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。

第５ 審査の結果

福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった資金不足比率は法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に従い正確に作成されているものと認めました。

第６ 審査の意見

各公営企業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

第7 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、次のとおりです。

会 計 名	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	経営健全化 基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	20.0
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	
工 業 団 地 造 成 事 業 会 計	—	—	—			

(注1) 資金不足が発生していない場合、資金不足比率は算出されません。

(注2) 平成30年度まで、地方財政状況調査にあわせて下水道事業会計を公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計に分けていましたが、令和元年度から下水道事業会計として算定されています。

(注3) 令和元年度から新たに工業団地造成事業会計が追加され、令和3年度に事業完了のため閉鎖しました。

第8 各公営企業会計の資金不足比率の推移

各公営企業会計の資金不足比率の推移は、次のとおりです。

地方公営企業法適用会計

1 水道事業会計

(単位:千円、%)

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
資金不足額 [= a 1-a 2-a 3+a 4 -(a 5-a 6+a 7)-a 8]	A	△ 826,435	△ 838,857	△ 900,693	△ 940,735	△ 992,358
流動負債	a 1	96,983	108,690	78,578	71,252	266,913
控除企業債等	a 2	31,857	44,520	39,864	33,110	32,581
控除引当金等	a 3					
算入地方債	a 4	0	0	0	0	0
流動資産	a 5	891,561	903,027	939,407	978,877	1,226,690
控除財源	a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金	a 7					
解消可能資金不足額	a 8	0	0	0	0	0
事業の規模	B	315,411	267,509	296,673	296,149	285,637
A/B×100		△ 262.0	△ 313.6	△ 303.6	△ 317.7	△ 347.4
資金不足比率		—	—	—	—	—
経営健全化基準		20	20	20	20	20

2 工業用水道事業会計

(単位:千円、%)

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
資金不足額 [= a 1-a 2-a 3+a 4 -(a 5-a 6+a 7)-a 8]	A	△ 112,723	△ 121,509	△ 131,190	△ 135,474	△ 134,010
流動負債	a 1	6,574	9,360	10,619	10,463	10,948
控除企業債等	a 2	4,214	7,529	8,373	8,426	8,480
控除引当金等	a 3					
算入地方債	a 4	0	0	0	0	0
流動資産	a 5	115,083	123,340	133,436	137,511	136,478
控除財源	a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金	a 7					
解消可能資金不足額	a 8	0	0	0	0	0
事業の規模	B	33,048	31,262	32,987	34,316	32,001
A/B×100		△ 341.1	△ 388.7	△ 397.7	△ 394.8	△ 418.8
資金不足比率		—	—	—	—	—
経営健全化基準		20	20	20	20	20

3 下水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 - (a 5- a 6+ a 7)- a 8] A	△ 104,794	△ 82,197	△ 74,693	△ 83,467	△ 52,170
流動負債 a 1	723,720	713,066	716,017	894,955	768,402
控除企業債等 a 2	581,562	593,604	593,826	591,280	600,954
控除引当金等 a 3					
算入地方債 a 4	0	0	0	0	0
流動資産 a 5	246,952	201,659	196,884	387,142	219,618
控除財源 a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金 a 7					
解消可能資金不足額 a 8	0	0	0	0	0
事業の規模 B	393,616	391,510	387,485	393,152	387,141
A / B × 100	△ 26.6	△ 21.0	△ 19.3	△ 21.2	△ 13.5
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20	20	20	20	20